

# 輸送の安全にかかわる情報の公表

令和2年4月1日  
野村交通株式会社  
代表取締役 唐川純二

## I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表します。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

**スローガン「安全・親切・丁寧」 安全はすべてに優先する。**

### 2. 輸送の安全に関する目標

- 法令遵守
- 重大事故・飲酒運転・速度超過を撲滅する
- 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の確保に努める
- 死傷者を伴う重大事故を発生させない
- 車庫等での後退時における事故防止の徹底
- 危険予知訓練実施
- 安全標語の唱和

### 3. 目標の達成状況及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和元年度（期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日）

事故件数24件（バス1件・タクシー23件）

死亡事故0件、重傷事故0件、軽傷事故0件、物損・自損事故23件、被害事故1件  
（後退時・方向転換時の事故9件）

## 令和2年度 重点目標

**重大事故 0件、**

**後退時・方向転換時の事故 0件 を目指す。**

#### 4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップしています。

#### 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

別途、ホームページにアップしています。

#### 6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別途、ホームページにアップしています。

#### 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

安全衛生委員会（毎月）、安全研修（毎月）、乗務員会会議（毎月）、健康診断（年1回\*年2回）  
産業医による健康相談（毎月）、運転記録証明書の取得（年1回）、交通安全運動（年2回）、  
安全標語の募集・表彰（年1回）

#### 8. 道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

本社 運行管理課 運行管理者

## II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

\* 行政処分の公表（一般・貸切）： なし